

令和 8 年 2 月  
かずさ水道広域連合企業団議会定例会  
議案参考資料

かずさ水道広域連合企業団

# 令和8年2月 かずさ水道広域連合企業団議会定例会資料目録

○議案第1号 かずさ水道広域連合企業団水道用水供給条例 新旧対照表

新	旧
<p>(給水料金)</p> <p>第3条 給水料金は、次の各号に掲げる区分とし、その額はそれぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 基本料金 広域連合企業団及び受水者双方で協議して定める水量を基本水量とし、当該基本水量に1立方メートルにつき<u>7.4円</u>を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。</p> <p>(2) 使用料金 受水者が使用した水量を使用水量とし、当該使用水量に1立方メートルにつき<u>3.6円</u>を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。</p>	<p>(給水料金)</p> <p>第3条 給水料金は、次の各号に掲げる区分とし、その額はそれぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 基本料金 広域連合企業団及び受水者双方で協議して定める水量を基本水量とし、当該基本水量に1立方メートルにつき<u>7.2円</u>を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。</p> <p>(2) 使用料金 受水者が使用した水量を使用水量とし、当該使用水量に1立方メートルにつき<u>3.0円</u>を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。</p>